

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成13年5月10日

東京学芸大学長
岡 本 靖 正

平成13年規程第15号

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程

東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第5号）の一部を次のように改正する。

第22条第4項各号列記以外の部分中「測定用具」を「放射線測定器」に、「線量当量」を「線量」に改め、同項第1号中「線量当量」を「線量」に改め、同項第2号中「女子」を「女子（妊娠の可能性のない者を除く。）」に改め、「3ミリメートル線量当量」を削り、同項第3号中「女子」を「女子（妊娠の可能性のない者を除く。）」に改め、同条第5項中「初日」を「始期」に改め、同条第6項中「実効線量当量及び組織線量当量」を「実効線量及び等価線量」に、「女子は」を「女子にあつては」に改め、次のただし書を加える。

ただし、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20mSvを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間の累積実効線量を毎年度集積し、記録すること。

第24条第3項及び第4項中「線量当量が実効線量当量限度又は組織線量当量限度の10分の3」を「実効線量が5mSv」に改め、第5項中「線量当量限度」を「実効線量限度」に改める。

第28条第1項第3号中「実効線量当量限度又は組織線量当量限度」を「実効線量限度又は等価線量限度」に改める。

附 則

この規程は、平成13年5月10日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

当該年度の4月1日を始期とする1年間の線量当量が実効線量当量限度又は組織線量当量限度の10分の3を超えるおそれのない場合で、医師が必要でないとき認めるときは、健康診断を省略することができる。

4 前項により健康診断を省略する場合であつて、その後当該年度の線量当量が実効線量当量限度又は組織線量当量限度の10分の3を超えた場合は、遅滞なくその者に対して健康診断を実施するものとする。

5 学長は、前3項の規定にかかわらず、放射性同位元素の摂取、表面密度限度を超える皮膚の汚染、線量当量限度を超える被ばく等が認められた者又は取扱主任者が必要と認められた者に対し、遅滞なく健康診断を行わなければならない。

6 〔省略〕

7 〔省略〕

〔省略〕

(事故等の報告)

第28条 〔省略〕

(1) 〔省略〕

(2) 〔省略〕

(3) 業務従事者について実効線量当量限度又は組織線量当量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合

(4) 〔省略〕

2 〔省略〕

〔省略〕

効線量が5 mSvを超えるおそれのない場合で、医師が必要でないとき認めるときは、健康診断を省略することができる。

4 前項により健康診断を省略する場合であつて、その後当該年度の実効線量が5 mSvを超えた場合は、遅滞なくその者に対して健康診断を実施するものとする。

5 学長は、前3項の規定にかかわらず、放射性同位元素の摂取、表面密度限度を超える皮膚の汚染、実効線量限度を超える被ばく等が認められた者又は取扱主任者が必要と認められた者に対し、遅滞なく健康診断を行わなければならない。

6 〔省略〕

7 〔省略〕

〔省略〕

(事故等の報告)

第28条 〔省略〕

(1) 〔省略〕

(2) 〔省略〕

(3) 業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合

(4) 〔省略〕

2 〔省略〕

〔省略〕

附 則

この規程は、平成13年5月10日から施行し、平成13年4月1日から適用する。